

告 示

埼玉県告示第六百八十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和八年十月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

商 号 又 は 名 称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社 ユーアンドメイ	菱 沼 祐 子	埼玉県さいたま市大宮区 寿能町一丁目三十七番地 九―二〇一
株式会社 ハッピークリエイト	大 西 貴 也	埼玉県さいたま市大宮区 土手町一丁目三百五番地 一 工藤大宮ビル一〇二